

欧州金融業界に新たな競争をもたらすオープン API

神山 哲也、荻谷 亜紀

■ 要 約 ■

1. 銀行のオープン API が欧州、日本で同時に注目を集めつつある。欧州では、制度面から銀行のオープン API を促進する動きがあり、欧州金融グループにとって取り組まざるを得ない状況になっている。日本でも、金融庁主導でオープン API に関する報告を取りまとめることが明示された。
2. API とは、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様等を指す。一般に公開された API がオープン API であり、誰でもその機能を利用したサービスの設計・提供を行うことが可能となる。
3. 銀行のオープン API はサード・パーティーによる銀行関連サービスへの参入を後押しするだけでなく、顧客にとってもサービスの選択肢が増えるメリットがある。また、銀行自身が、サード・パーティーを繋ぐプラットフォームとしてサービスを拡充できる可能性もある。
4. EU レベルでは、第 2 次決済サービス指令（PSD2）が成立し、2018 年より銀行によるオープン API を事実上義務付けている。これにより、銀行の決済システム及び口座情報へのサード・パーティーのアクセスが認められることになる。また、英国では、財務省が音頭を取り、EU に先んじてオープン・バンキング・スタンダードに関する報告書を取りまとめた。
5. 欧州では、既に複数の銀行がオープン API に踏み切っている。例えば、クレディ・アグリコルはアプリ・ストアを開設してサード・パーティーの開発したアプリを顧客に提供しており、BBVA はハッカソンでデベロッパーが開発したアプリの一部を顧客向けに実用化している。また、ドイツのオンライン専門銀行フィドールは、預金等のコア銀行業務以外はサード・パーティーが顧客にサービスを提供する「プラットフォーム・ビジネス」を展開している。
6. オープン API は日本の銀行業界にとっても、多様なオンライン商品・サービスを開発・提供する手段として、多大なインパクトをもたらすものとなり得る。将来的には、銀行・保険・証券・信託等の垣根低下・相互乗り入れに繋がる可能性もあり、本格的に普及すれば、金融業界全体の競争環境を変えるポテンシャルがある。

I はじめに

銀行のオープン API が欧州、日本で同時に注目を集めつつある。金融業者にとっては外部イノベーションを顧客サービスに活かす機会、金融 IT ベンチャー企業にとっては従来閉ざされていた銀行顧客へのアクセスを得る機会、銀行顧客にとってはワンストップで多様なプロバイダーのサービスにアクセスする機会に繋がる可能性があるものとみられる。

日本では、2015 年 12 月に公表された金融審議会の決済業務等の高度化に関するワーキング・グループの報告書において、「銀行等による決済サービス等の向上、特に、銀行の決済システム等をプラットフォームとしてノンバンク・プレーヤーが利便性の高いサービスを提供していくことを促すため、我が国においても、金融機関・IT 関係企業・金融行政当局等の参加を得て、セキュリティ等の観点から、オープン API の在り方を検討するための作業部会等を設置」することとされ、2016 年度中を目途に、報告を取りまとめることが明記された¹。

銀行のオープン API で先行する欧州では、英国財務省が 2015 年 3 月、銀行のオープン API のスタンダードを策定することを公表し²、2016 年 2 月には報告書が取りまとめられた。EU レベルでは、第 2 次決済サービス指令³において、オープン API を銀行に事実上義務付けている。銀行によるオープン API の活用は、元々金融 IT ベンチャーのフィンテック業界が自らのディストリビューション・チャネル拡大のために求めてきたものであった。他方、欧州金融グループは従来、フィンテック等に自らの領域を荒らされたくないという考えから、オープン API には後ろ向きとも言える姿勢であった。しかし、政策的にオープン API が後押しを受ける方向性が不可避になる中、制度面での手当てに先駆け、一部欧州の大手金融グループは、オープン API を活用したサービスを自主的に展開するようになっている。

II オープン API とは

API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略であり、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様等を指す。一般に公開された API がオープン API であり、誰でもその機能を利用したサービスの設計・提供を行うことが可能となる⁴。

例えば、スマートフォンで利用される GPS と連動する地図機能は、元々はサード・

¹ 金融庁「金融審議会決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」2015 年 12 月 22 日。

² HM Treasury, “Data sharing and open data in banking: response to the call for evidence”, March 2015, “Budget 2015” March 2015.

³ Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC.

⁴ 注 1 金融庁文書より。

パーティーが提供するアプリケーション（アプリ）である。アプリが GPS その他携帯電話に内包される機能と連動できるのは、API を通じて GPS 等のソフトウェアと接続しているからである。

1. オープン API の可能性

オープン API により、銀行業界に大きな変化が生じる可能性がある。これまで銀行は、多岐にわたるサービスを自前で開発して提供するスタイルを採ってきたが、オープン API があれば、サード・パーティーが銀行の保有する顧客情報等を活用してサービスを開発・提供することが可能となり、銀行関連サービスへの参入の敷居が低くなる。

例えば、銀行の決済・口座管理システムなどとサード・パーティーであるフィンテックの商品・サービスとの接続という文脈で捉えると、以下のような事例が可能になると考えられる。

- ① 銀行がアプリ・ストアを開設。当該アプリ・ストアは、当該銀行のオンライン／モバイル・バンキングを利用する口座保有者が日常のオンライン／モバイル・バンキングから容易にアクセスすることができる。
- ② フィンテックが当該アプリ・ストアにアプリを掲載することについて銀行に許可取得。
- ③ 当該銀行の口座保有者は、オンライン／モバイル・バンキングからアプリ・ストアを閲覧、好みのアプリを選択。
- ④ 当該アプリ提供者より、口座保有者のどの情報にアクセスするか（どの情報にアクセスできないか）、どの期間アクセスするか、口座保有者がアクセス付与をどのように撤回するか、といったことについて、口座保有者に通知が接到⁵。
- ⑤ 口座保有者は口座情報へのアクセスを承認するか否か選択。
- ⑥ 口座保有者が口座情報へのアクセスを承認した場合、当該情報に基づいてフィンテックがサービス提供開始。

上記のような事例でフィンテックが提供するサービスとしては、様々なものが考えられる。この文脈で挙げられることが多いのが、口座アグリゲーション・サービス、即ち、複数の金融業者で保有する口座情報を一括して提供するサービスである。従来も口座アグリゲーション・サービスは可能であったが、サービス・プロバイダが顧客から入手したユーザ ID とパスワードでログインし、画面上のデータを利用するスクリーン・スクレイピングと呼ばれる手法に依拠せざるを得なかった。そのため、自らのユーザ ID とパスワードを他人に教えることに対する消費者の拒否感があり、普及の足かせとなってきた。オープン API を利用すれば、ユーザ ID やパスワードを他人に伝えなくとも、特定の範囲内の自らの口座情報へのアクセスについて承認すれば良いことになるため、消費者にとって心理的な障壁は従来のスクリーン・スクレイピングに比べて、低下するとみられている。

⁵ 口座情報へのサード・パーティーのアクセスは XS2A (access to the account) と呼ばれる。

また、支出管理等を行う家計簿管理サービス、住宅ローンや口座の比較サービス、更には、ネットショッピングなど銀行サービスと直接関係ないような商品・サービスも考えられる。欧州では近年、ゲーミフィケーションと呼ばれ、ゲームの要素を取り入れたオンライン機能をリテール・バンキングの一環で提供する事例も見られる⁶。

上記はフィンテックを想定した事例となっているが、他の金融業者がサード・パーティーとして口座情報へのアクセスを図ることも考えられる。例えば、銀行が他行顧客の口座にアクセスする場合、アクセスされる口座の保有者からすると、銀行を変えたり口座情報を提供するための書類を準備する手間を経ずに、他行が口座情報を閲覧した上で、自身の状況に適したローン条件の提示を受けることもできるようになる。

また、サード・パーティーとして他業種の参入が進めば、サービスの「オムニチャンネル化」が実現する可能性がある。オムニチャンネルとは、実店舗やオンライン・サービス等、あらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合することである。顧客は一つのアカウントで情報を一元管理し、それぞれのサービスにアクセスすることができるため、例えば住宅を取得する際に、不動産業者への希望条件の登録、複数業者間での物件比較、銀行への融資相談、書類の受け渡しなどの一連のサービスを、アプリやビデオ・バンキング等のデジタル端末と、実店舗とを必要に応じて組み合わせて、シームレスに受けることができるようになる。

このように、オープン API は、銀行による口座保有者の囲い込みを開放するものであり、銀行とフィンテックなど他業種、更には銀行と他の既存金融業者、という競争関係・協力関係を抜本的に変える可能性がある。

2. オープン API のメリット

オープン API は銀行顧客にとって、サービスの選択肢が増える他、銀行間の比較が容易になったり、1つのアカウントで複数のサービスが受けられるなど、メリットは大きい。

また、サード・パーティーたるフィンテックにとってもメリットがある。通常、新興のフィンテックにとって、顧客獲得が大きな課題となる場合が多い。欧州では多くのフィンテックが銀行向けのアプリ開発に取り組んでいるが、これらのフィンテックにとって、銀行の顧客データにアクセスし、銀行の知名度を利用してマーケティングできることは大きなメリットとなる。

一方、既存の銀行にとってオープン API は、顧客との接点の減少や、他行との比較に繋がるため、倦厭されてきた。EU レベルにおける法制化が進んだことで、オープン API に対応せざるを得ない状況になったといえる。とはいえ、銀行にとってマイナスな点ばかりではなく、既存の顧客基盤を活かしてサード・パーティーを繋ぐ、「プラットフォーム」の役割を果たすという選択肢もある。実際、オンライン・バンキングを介して、独自のアプリ・ストアを開設し、サード・パーティーが開発したアプリを提供する銀行もある。銀

⁶ 例えば、金融の基礎を学べるゲーム・アプリなど。

行にとって、提供できるサービスの幅が広がるだけでなく、開発を外部機関に委託することで、開発費用やメンテナンス費用の抑制、リリースまでの期間の短縮、複数のサービスの同時開発が可能となるなどのメリットがある。

一方、デメリットとして懸念されるのは、セキュリティの問題である。口座属性、入出金履歴、カード利用履歴等の口座情報等にアクセスが可能となるため、万一にも、情報の漏えいがないよう、データ管理の枠組みを十分に準備する必要がある。自身の情報が悪用されないとの確信がなければ、顧客はサービスを利用することはない。また、利用される情報の種類や、情報の利用方法について、顧客への周知も必須となる。

III 銀行によるオープン API を政策的に後押しする欧州

欧州では、銀行によるオープン API を政策的に後押ししようという動きがある。オープン API を採用するか否かは、本来的には銀行の経営判断の領域にあるはずのものであるが、それを政策面から促進することで、従来ややもすれば消極的だった銀行業界に変化を受け入れさせると同時に、より広範なサービス・プロバイダによる商品・サービスの開発・提供を促し、消費者がより低コストで多様な商品・サービスにアクセスできるようになることが狙いとされている。

また、金融危機後の規制強化の文脈で銀行のオープン API を位置づけることもできる。即ち、バーゼル銀行監督委員会が主導する自己資本規制やレバレッジ比率規制等の健全性規制の強化や、第2次金融商品市場指令など市場・行為規制の強化等を受けて、銀行が規制遵守・事業合理化・バランスシート圧縮に追われ、一般リテール顧客に向けた商品・サービスの開発・供給が後手に回る中で、銀行による一般リテール顧客向けの商品・サービスの充実をビルド・インする仕組みを作ろうという政策意図もあるものと考えられる。

その中で、特に注目されるのが、規制によって銀行のオープン API を事実上義務付ける EU レベルでの取り組みである。

1. 銀行によるオープン API を義務付ける EU の第2次決済サービス指令

EU レベルでは、第2次決済サービス指令（PSD2）において、銀行によるオープン API が事実上義務付けられている。PSD2 は、2007 年 11 月に成立した決済サービス指令を置き換えたものである。当初の決済サービス指令は、EU 決済サービス市場を統合し、決済サービスの効率化・コスト低下を狙いとしたものであり、決済サービス業者の競争促進（認可要件、財務要件、資産保全義務等）、透明性向上（各種情報提供義務）、権利義務関係の明確化（手数料、無権限取引等）を柱とした。

その後、情報通信技術の革新等により、フィンテックなど新たな決済サービスの担い手が台頭したことを受け、欧州委員会は 2013 年 7 月、PSD2 案を公表し、2015 年 11 月に成

立した。PSD2 は、決済サービス業者の競争や透明性、権利義務関係等について当初の指令の大枠を引き継いでいる。その中で特に注目されるのは、決済システム及び銀行口座に対して、サード・パーティーのサービス・プロバイダによるアクセス容認を義務付けていることである。

PSD2 は、まず、決済システム及び銀行口座へのアクセスについて規定している。具体的には、サード・パーティーの決済サービス・プロバイダによる決済システムへのアクセスが客観的、非差別的、相応なルールに基づいて認められ、決済リスクやオペレーショナル・リスクなどから防護するために必要以上にアクセスを制約するものであってはならないとされる。また、決済システムは、決済サービス・プロバイダやその利用者等に対して、①他の決済システムへの参加制限、②参加者に係る権利・義務に関する決済サービス・プロバイダ間での差別、③組織の特性に基づく制限、をすることを禁じられる。こうした決済システムへのアクセスに加え、銀行口座についても、客観的、非差別的、相応なルールに基づいてアクセスが認められることが求められる。

他方、銀行等へアクセスするサード・パーティーについては、決済発動サービス（payment initiation service）及び口座情報サービスに関する規定が手当てされている。こうした規制の建付けは、決済システムや口座情報へのアクセスが広範に認められるようになるためには、サード・パーティーではなく決済システムないし銀行にアクセスの受入を義務付けることが必要である一方、サード・パーティーとして決済システムないし銀行にアクセスするサービスとして決済発動サービス及び口座情報サービスを想定し、そこで生じ得る決済リスクや個人情報保護上の問題への対処を図ったものと考えられる。

決済発動サービスとは、利用者の依頼に基づいて、他の決済サービス・プロバイダで保有される口座に係る決済注文を発動するサービスと定義され、例えば、インターネット上で買い物をする際のオンライン・ショップと銀行口座を接続し、それにより、口座振替でインターネット上の決済を発動することを可能とするサービスを指す。他方、口座情報サービスとは、複数の決済サービス・プロバイダ等で保有する口座に関する統合情報を提供するオンライン・サービスと定義され、例えば、複数の機関で保有する銀行口座や証券口座等を統合して閲覧可能にする、いわゆるアカウント・アグリゲーション・サービスを指す。従来も決済発動サービスや口座情報サービスに類するサービスは存在したが、サード・パーティーによるアクセスの受入を銀行等に義務付け、また、従来の決済サービス指令で規制されていなかったこうしたサービスを規制対象に加えたところが PSD2 のポイントである。

決済発動サービス及び口座情報サービスに係る規定は図表 1 の通りである。決済発動サービスについては主に決済リスク、口座情報サービスについては主に個人情報保護の観点を意識していることが伺われる内容になっている。

PSD2 は、2018 年までに各 EU 加盟国で国内法化が求められている。そこから、EU 銀行業界におけるオープン API の本格的な始まりということになる。

図表 1 決済発動サービス及び口座情報サービスに係る規則（抜粋）

<p>決済発動サービスにおける決済口座へのアクセスに関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 支払い主は決済サービスを受けるために決済発動サービス・プロバイダを利用する権利を有する。 ✓ 支払い主が同意を与える場合、口座にサービスを提供する決済サービス・プロバイダは支払い主の決済発動サービスを利用する権利を確保するべく行動することが求められる。 ✓ 決済発動サービス・プロバイダは以下の義務を負う： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 決済発動サービスとの関連で支払い主の資金を保有してはならない。 ▪ 決済サービス利用者のセキュリティ証明が、安全・効率的な経路で決済発動サービス・プロバイダによって伝達されること。 ▪ 決済サービス利用者に係るその他のあらゆる情報が支払い主のみ提供され、決済サービス利用者の同意に基づくことを確保すること。 ▪ 決済が発動されるごとに支払い主の口座にサービスを提供する決済サービス・プロバイダに自らを表明し、安全な方法で決済サービス・プロバイダ、支払い主、受け手と連絡を取ること。 ✓ 口座にサービスを提供する決済サービス・プロバイダは以下の義務を負う： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 決済発動サービス・プロバイダと安全な方法で連絡すること。 ▪ 決済発動サービス・プロバイダから決済指示を受けた後、遅滞なく、決済取引の発動に係る情報を決済発動サービス・プロバイダに提供すること。 <p>口座情報サービスにおける決済口座情報へのアクセス及び利用に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済サービス利用者が口座情報へのアクセスに基づくサービスを利用する権利を有すること。 ✓ 口座情報サービス・プロバイダは以下の義務を負う： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 決済サービス利用者の明示的な合意に基づく場合のみサービスを提供すること。 ▪ 決済サービス利用者個人のセキュリティ証明が他の当事者にとってアクセス可能ではなく、安全・効率的な経路で口座情報・サービス・プロバイダによって伝達されるべき。 ▪ 個々の情報のやり取りにおいて、決済サービス利用者の決済サービス・プロバイダに自らを表明し、決済サービス・プロバイダ及び決済サービス利用者と明確な形で連絡を取ること。 ▪ 指定決済口座及び関連する決済取引からの情報のみにアクセスすること。 ✓ 決済口座に関連して、口座にサービスを提供する決済サービス・プロバイダは以下の義務を負う： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座情報サービス・プロバイダと明確な形で連絡を取ること。 ▪ 口座情報サービス・プロバイダのサービスを通じて伝達されたデータ要請について、合理的な理由なく差別的に取り扱わないこと。

（出所）欧州委員会より野村資本市場研究所作成

2. 財務省主導で銀行のオープン API のスタンダード策定を進める英国

EU レベルでの取り組みと並行して、英国では、財務省が音頭を取って銀行のオープン API 促進に向けた取り組みが進められている。EU に先んじて銀行のオープン API に係るスタンダードを確立することで、フィンテック分野における英国のリーダーシップを打ち出すとともに、EU レベルの協議で優位な立場を獲得する狙いがある。

英財務省はまず、2014 年 12 月、2015 年度予算案と併せて、銀行のデータ共有及びオープン・データに関する委託調査結果⁷を公表し、2015 年 1 月に意見募集を実施した。2015

⁷ Open Data Institute, Fingleton Associates “Data Sharing and Open Data for Banks: A report for HM Treasury and Cabinet Office”, September 2014.

年 3 月に公表された意見募集へのフィードバック⁸では、英銀に係るオープン API 基準について、その詳細設計のフレームワークを 2015 年末までに策定することに政府としてコミットすることが明記され、同月公表された 2015 年度予算においても、銀行業界及びフィンテック業界と連携して英銀に係るオープン API の基準策定を 2015 年末までに実施することが明記された。2015 年 9 月には、検討を進めるための主体としてオープン・バンキング・ワーキング・グループが創設された。同ワーキング・グループは、主要英銀や IT 業界から構成され、財務省はファシリテーター兼オブザーバーとして参画した。

オープン・バンキング・ワーキング・グループは、予定よりやや遅れ、2016 年 2 月にオープン・バンキング・スタンダードに関する報告書⁹を取りまとめた。同報告書では、まず、銀行によるオープン API の利用を推奨し、そのために、銀行のオープン API が中央集約型ではなく分散型のシステムであるべきこと、開発コードやドキュメンテーション等が公開されること、デベロッパーの積極的参加を促すべく既存の基準やデータセット、ストラクチャーが活用されるべきこと、などを挙げている。その上で、業界・政府・消費者について最も多くの紙面を割き、以下を提言している：

- ① ガバナンス：独立機関を創設。API のセキュリティ、利用しやすさ、信頼性等を監視。
- ② セキュリティ：データの扱い・共有に係る権利義務関係などデータ・リテラシーの向上。
- ③ スタンダード：データの扱いとアクセスに係るスタンダードの確立・遵守。
- ④ コミュニケーション：消費者や政治家、銀行、フィンテック、事業会社への啓発活動。
- ⑤ 規制・法務：個人情報保護法等の遵守。当局等による顧客同意の雛形作成。

今後、オープン・バンキング・インプリメンテーション・エンティティを創設し、関連業界からのインプットを踏まえ、オープン API の設計・企画を行っていく。2016 年末までには銀行のオープン API に基づく最も簡易なプロダクトがローンチされる予定であり、2017 年初からは、読取限定で個人顧客取引データを含むプロダクトがローンチされる予定とされる。事業会社、消費者、取引データを含む広範なオープン API は 2019 年までに実現されることが見込まれている。このように、英国におけるオープン API の取り組みは、これまでのところ、規制で義務付けるといったものではなく、財務省が音頭を取って業界スタンダードを創設するという方向性になっている。

EU の PSD2 との関係については、同報告書において、PSD2 の内容を極力包含したものとされている。他方、EU と英国の相違点もある。PSD2 では決済発動サービス及び口座情報サービスに焦点が当てられているのに対して、英国ではより広範に、銀行データのオープン化の文脈でオープン API が捉えられている。PSD2 でも決済発動サービス及び口

⁸ HM Treasury, “Data sharing and open data in banking: response to the call for evidence”, March 2015.

⁹ Open Data Institute, “The Open Banking Standard”, February 8, 2016.

座情報サービス以外が禁じられているわけではないが、規制上規定されていない商品・サービスがどのように認識されるか、今後欧州銀行機構（EBA）が策定する下部規定でどのような規定が手当てされるかによって、実務上のインプリケーションも変わってくるものと思われる。

いずれにしても、EU の規制としての PSD2 及びその下部規定は、最終的には英国においても適用することが求められるため、EU と英国でオープン API を巡る規制の枠組み自体は異なるものにはならない。英国における業界スタンダードの創設は今後、EU レベルでの下部規定策定に影響を及ぼす可能性があり¹⁰、また、より実務レベルで大陸欧州、更には諸外国のモデルになり得るものとして、注目に値しよう。

IV オープン API の実例

欧州では、既に複数の大手金融グループがオープン API に踏み切っている他、オープン API を全面的に活用したチャレンジャー・バンク（新規参入行）も登場している。BBVA やサバデルなど、フィンテックと直接パートナーシップを組む形態が多い一方、フィドールのようにプラットフォームとして多くのサード・パーティーからアイデアを募集し、顧客に提供する銀行もある（図表 2）。

1. クレディ・アグリコル

クレディ・アグリコルは、銀行が作るアプリは銀行員が想像し得るものにはしかならないとし、顧客の視点を取り入れるべく、2012 年に大手行で初めてオープン API に踏み切り、アプリ・ストアである「クレディ・アグリコル・ストア」を開設した。オープン API により、サード・パーティーによるアプリ開発が可能となり、通常 2 年程度かかるとされていた開発期間が大幅に短縮され、多彩なアプリを提供することが可能となった。サード・パーティーはデベロッパー・アカウントを作成することで、アプリ作成やデータ・アクセスのテストを行うことができ、アプリ作成に必要なツールはウェブサイト上に準備されている¹¹。

オンライン・バンキングの顧客は、名前や支店等の情報を入力するだけで、簡単にアプリ・ストアにアクセスすることができる。アプリ・ストアでは現在、サード・パーティーの開発したものも含め、42 種類のアプリが登録されており、顧客はこれらの中から好みのアプリをダウンロードして利用することができる（図表 3）。

アプリの中で、最も多いカテゴリーは資金管理アプリで、29 種類を占める。機能がシンプルでダウンロード数が多いアプリとして「InfoComptes」がある。主な機能は、口座の残高の確認、過去 30 日の入出金履歴の確認、過去半年間の収入と支出の概要、週間・

¹⁰ “Open APIs for UK banking: It’s happening, people”, *The Register*, February 10, 2015.

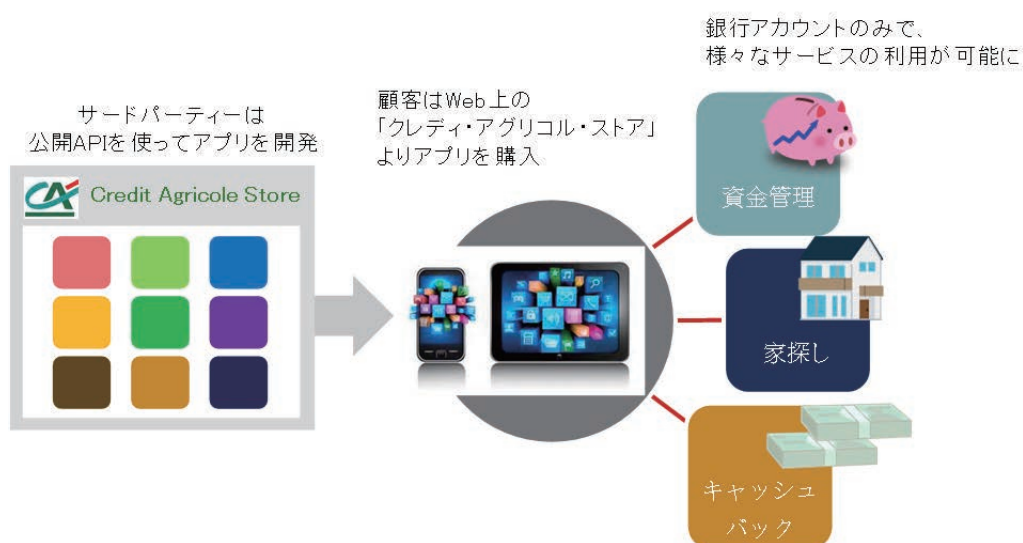
¹¹ なお、アプリはクレディ・アグリコルのセキュリティ審査等を経る必要がある。

図表 2 欧州のオープン API 実例

銀行名	国	特徴
クレディ・アグリコル	フランス	2012年にAPIを公開し、オンライン上にアプリ・ストアの「クレディ・アグリコル・ストア」を開設。 オンライン・バンキング顧客はストア上でアプリの取得が可能。 資金管理アプリ、イベント通知アプリ、不動産アプリ等、現在42のアプリが登録。
AXA バンク	フランス	2012年にアカウント・データのAPIを公開。 デベロッパー向けのアプリ開発コンペを開催。
BBVA	スペイン	デベロッパー・コミュニティ「BBVA イノベーション・センター」を創設。 ハッカソン「イノバ・チャレンジ」を2013年・2014年に開催、優秀者には賞金を提供。
サバデル	スペイン	デベロッパー向けにAPIを公開するプラットフォーム「デベロッパーズ・ポータル」を開設。 ハッカソンを主催し、自社の公開APIを使ったアプリ開発を促進。 グーグル・グラスに出資し、口座残高の確認や、ATMまでのナビゲートが可能に。
フィドール	ドイツ	2009年設立のチャレンジャー・バンク。 デベロッパー向けのAPIプラットフォームを開設。 コミュニティを通じ、顧客間のやり取りが可能。 P2Pローンや外貨送金の他、ツイッターを通じた送金、フェイスブックの「いいね」数に応じた預金金利設定等のサービスを提供。
モンド	イギリス	銀行認可申請中のチャレンジャー・バンク。 クラウドファンディングで資金調達する等、話題に。 APIは既に限定的に公開しており、ハッカソンを開催。 ライセンス取得後は、プラットフォーム型のサービスを提供予定。
ガランティ	トルコ	株式の39.9%をBBVAが保有する、トルコ国内大手行。 APIを公開し、サード・パーティーにアプリ開発を許可。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

図表 3 クレディ・アグリコル・ストア (イメージ)



(出所) 野村資本市場研究所作成

月間の資金管理、支店へのアクセス方法等であり、銀行のコア・ビジネスに関連する情報を、ビジュアル化して分かりやすく表示する。

資金管理アプリでも、農業従事者をターゲットにしたものとして「Pleinchamp」がある。3時間毎の降水量、気温、風速の予報を知らせる機能の他、穀物マーケットの情報や、農業機械関連のイベントについて通知を受けることができる。

銀行業務に直接関連しないサービスもある。「Square Habitat」は登録した条件を基に家やマンションを探すことができる他、位置情報をもとに不動産業者を探したり、簡単な入力フォームを利用して、業者に質問できたりする。また、特定の商品を購入した際にツイッターで報告するとキャッシュ・バックを受けることができる「Skyrock Cashback CA」等、ユニークなサービスもある。

2. BBVA

BBVAはデジタル戦略の一つとして、イノベーションに関わる利害関係者を銀行の内外を問わずに集結し、新たなテクノロジーを取り込むことを掲げてきた。取り組みを具体化させるべく、2013年にハッカソン¹²「イノバ・チャレンジ」を開催し、デベロッパー向けに初めてAPIを公開した。

オンライン上の「BBVA・APIマーケット」では、6種類のAPI（ペイ・スタッツ、BBVAコネクト、アイデンティティ、アカウント、カード、マネー・トランスファー）を公開している。APIの1つであるペイ・スタッツは、2014年1月以降のBBVAのクレジットカードやデビットカード利用のデータベースで、サード・パーティーは、商品購入に利用された業者、購入された商品のカテゴリー、購入者の郵便番号、年齢分布、性別等の情報にアクセスすることができる。

ペイ・スタッツAPIを利用したアプリの1つに「InnovaQuery」がある。同アプリは、パソコン、スマートフォン、ツイッター等を通じて質問を投げかけると、カード利用のビッグ・データを基にして、回答が示される。例えば、「マドリッドのグランビア地区で男性が良く購入するものは」や「バルセロナで玩具やスポーツ用品を購入する顧客層は」といった質問に対する回答として、バルセロナでは65歳以上の男性が、1人当たりの玩具やスポーツ用品に費やす金額が最も高いという結果が、グラフや地図を使って視覚化されて表示される。また、当アプリでは、グーグル・グラスのようなウェアラブル端末を介して、音声で指示することも可能である。

「Qkly」は、外出先での混雑や待ち時間を知らせるアプリであり、例えば、「サグラダ・ファミリア」「ピカソ美術館」など訪れたい場所を複数入力すると、各々の施設の時間帯別の混雑状況が棒グラフで示される。また、日時別に順番待ちの列ができる可能性が表示されるため、滞在予定時間を入力すれば、どのような順番で訪問すると最も混雑が避

¹² 「ハック」と「マラソン」を組み合わせた造語で、複数のデベロッパーが集まり、数時間から数日間程度の制限時間内に集中してプログラムの開発等を行い、成果を競うイベント。

けられるかを知ることができる。

「Relocation Assistant」は、利用者が現在住んでいる地域と、今後住みたい地域について比較するアプリである。例えば、現在居住する「バルセロナ」を選択した後、今後住みたい「マドリード」を選択すると、マドリード市内で、現在居住する地域と共通項の多い地域が地図上に表示される。更に詳しい地域を選択すると、地域住民の年齢層や消費行動、進出している企業の業種等について、現在の居住地域と比較することができる。対応する地域はスペインとメキシコの主要都市である。

これらのアプリは、2013年にスペイン国内、2014年にメキシコにて開催された「イノバ・チャレンジ」において優秀作品に選ばれたもので、既に実用化されているものもある。BBVAは優秀作品にはカテゴリー別に賞金を提供するなどして、デベロッパーのアプリ開発を促進している。

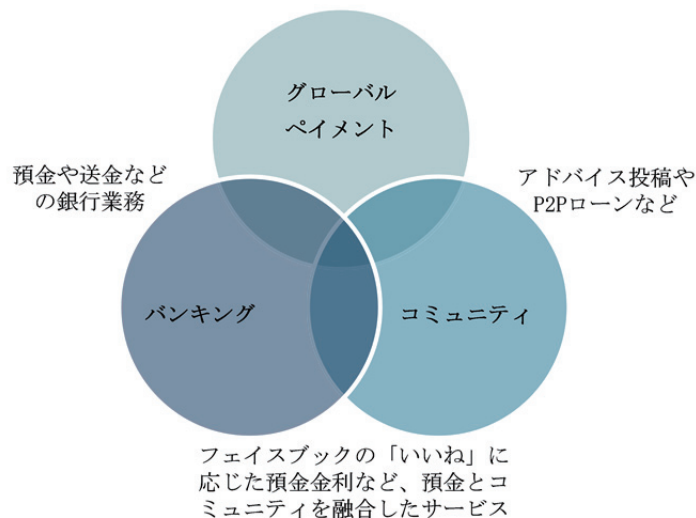
また、デベロッパーはオンライン上で「BBVA・APIマーケット」にアカウントを作成することで、模擬APIを利用して、試験的にアプリを作成することもできる。模擬APIは、氏名やメールアドレスなど比較的簡易な登録のみで利用可能だが、実際のAPIへアクセスするためには、BBVAによる承認が必要となる。

3. フィドール

フィドールは、2009年にドイツで設立された100%デジタルのチャレンジャー・バンクである。支店を持たないだけでなく、投資アドバイザーなども一切おらず、オンライン・サービスのみを提供する。設立から約6年間でドイツ国内の顧客数は10万人を超えており、既に収益化も実現している。

フィドールには、従来の銀行と大きく異なる特徴が2点ある（図表4）。1点目は、業

図表4 フィドールのビジネスモデル



(出所) セレントより野村資本市場研究所作成

務内容が銀行よりもアプリ・ストアに近く、いわば「プラットフォーム・ビジネス」となっているということである。フィドールは預金、送金等のコアの銀行業務は自前で行いつつ、プラットフォームを開設し、サード・パーティーがフィドールの顧客にサービスを提供することを可能にしている。サービスには P2P レンディングや外貨送金の他、仮想通貨取引、ツイッターを利用した口座振替まで幅広い。また、フェイスブックのフィドールのページの「いいね」の数が増加すると預金金利が高くなるというユニークなサービスもある。マティアス・クレーナー最高経営責任者（CEO）は、銀行のアプローチ手法について、「銀行ライセンスの仮面を被ったマーケット・プレイス」と表現している。

2 点目の特徴は、「コミュニティ」概念の導入である。「友人と使う銀行」をモットーにするフィドールのウェブサイトには、SNS のようなコミュニティが設けられている。カテゴリーは大きく、論評、投資助言、情報交換、に分類される。各々のコミュニティのトピックは「コンタクトレスカード」や「債券の金利」といった商品関連から、「銀行にまつわるジョーク」などバラエティに富んでおり、これらの中から好みのものに参加することができる。コミュニティ内では、情報交換にとどまらず、他の顧客に投資相談を行ったり、商品やサービスの改善のために議論したりすることができる他、フィドールの経営陣と直接話し合うことのできるコミュニティもあり、金利の決定等に顧客の意見が取り入れられる。フィドールの口座を保有していない場合も、簡単な登録を行うだけでこれらのコミュニティに参加することができ、ドイツ国内のコミュニティメンバーは約 30 万人にのぼる。

なお、同行はインフォシスと BAI が 2015 年 10 月に発表したグローバル・バンキング・イノベーション賞にて、9 部門中 2 部門を受賞している。

フィドールでも、氏名やメールアドレス、住所等を登録すれば、模擬 API へアクセスするためのコミュニティ・アカウントを作成することができる。第三者へのサービス展開には他行と同様に申請が必要になるが、デベロッパー向けコミュニティにてサード・パーティー同士で情報交換することも可能である。

英国で銀行認可を申請中のモンドも、同様のプラットフォーム型サービスを予定している。スマートフォンのアプリを通じて、多様なサード・パーティーのサービスを提供する他、カード紛失時にはアプリから顧客自身で口座を一時的に凍結できるなど、ユーザ・フレンドリーな銀行を目指している。また、プログラミング知識のない一般顧客でも、自身の口座データを簡単にコントロールできるよう、API を全顧客に開放することも検討している。

V おわりに

銀行によるオープン API は日本の銀行業界にとっても多大なインパクトをもたらすものとなり得る。特に地域金融機関では、高齢化と人口流出に伴い預金量の減少が見込まれるため、従来の顧客層とそれに対応する商品・サービスのラインナップでは今後の先細り

が避けられない。そのため、従来の顧客と地域、年齢、その他属性の異なる顧客層を獲得するべく、多様なオンライン商品・サービスを提供していく必要が高まっており、オープン API はそのための有力な手段となり得る。

オープン API は、将来的には、フィンテックによる銀行口座・決済システムへのアクセスに留まらず、銀行・保険・証券・信託等の垣根低下・相互乗り入れに繋がる可能性もある。上記オムニチャネルの例にあるように、一つのエントリー・ポイントから各業態の金融商品・サービスにアクセスすることが可能になるし、銀行の口座保有者に対して証券会社がオンライン投資プラットフォームへのアクセスを提供するといったことも可能になる。更に、欧米では既に普及しているロボ・アドバイザー（オンライン投資一任サービス）や P2P レンディング、クラウドファンディング等が信託銀行や証券会社の顧客にアクセスすることも考えられよう。この場合、信託銀行や証券会社としては、従来の商品・サービスのラインナップに新たなオファリングを追加することになる。これが従来の取引等のシェアを奪うことも考えられる一方、これがなければ他社へ行っていた顧客ないし顧客資産を逃さずに、そのニーズに応えられるようになるということもできる。

こうした新たな環境において、アクセスされる側の口座管理者としては、「自分の庭を荒らされる」と認識するのではなく、「自分の庭で顧客が他社を利用できるようにする」と認識する必要があるだろう。言い換えれば、オープン API の下では、緩やかな囲い込みの中で各業態のプレイヤーが入り乱れて顧客に商品・サービスを提供する世界になっていくわけであり、本格的に普及すれば、金融業界全体の競争環境を変えるポテンシャルを持ったものにもなり得る。